

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項の規定による条例で定める事務の変更による。

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年立川市条例第54号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
……略……	……略……	……略……	……略……
15 市長	……略……	15 市長	……略……
16 市長	<u>心身障害者の自動車運転免許取得費の補助に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
17 市長	<u>重度身体障害者の自動車改造費の補助に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
18 市長	<u>居宅心身障害者又は居宅心身障害児に対するおむつの貸与等の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
19 市長	<u>身体障害者の福祉電話使用料の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
20 市長	<u>障害者又は障害児に対する日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの</u>		

21 市長	<u>重度身体障害者に対する入浴サービスに関する事務であって規則で定めるもの</u>
22 市長	<u>障害者に対するグループホーム等の家賃助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
23 市長	<u>小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>
24 市長	<u>障害者又は障害児に対する移動支援に関する事務であって規則で定めるもの</u>
25 市長	<u>中等度難聴児の補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
26 市長	<u>重度障害者に対する大学等の修学支援に関する事務であって規則で定めるもの</u>
27 市長	<u>在宅レスパイト・就労等の支援に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
…略…	……略……	……略……
28 市長	……略……	……略……

--	--

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
…略…	……略……	……略……
28 市長	……略……	……略……

29 市長	心身障害者の自動車運転免許取得費の補助に関する事務であって規則で定めるもの	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
30 市長	重度身体障害者の自動車改造費の補助に関する事務であって規則で定めるもの	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
31 市長	居宅心身障害者又は居宅心身障害児に対するおむつの貸与等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
32 市長	身体障害者の福祉電話使用料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			

33 市長	<u>障害者又は障害児に対する日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
34 市長	<u>重度身体障害者に対する入浴サービスに関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
35 市長	<u>障害者に対するグループホーム等の家賃助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
36 市長	<u>小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			

37 市長	障害者又は障害児に対する移動支援に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの			
	中等度難聴児の補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの			
38 市長	重度障害者に対する大学等の修学支援に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの			
	在宅レスパイ・就労等の支援に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの			
39 市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの				
40 市長					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。